

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
中国	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生（平成十六年度以前に来日したもの）に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉強に必要な経費の供与	582,000千円 (H18年度 55,000千円) H19.3.31まで (H19年度 286,000千円) H20.3.31まで (H20年度 177,000千円) H21.3.31まで (H21年度 64,000千円) H22.3.31まで	H18.6.8 北京で (同日)	日本側 宮本雄二在中国大使 中国側 易小準商務部副部長	H18.6.20 343号
中国	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生（平成十九年度に来日するもの）に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉強に必要な経費の供与		H18.6.8 北京で (同日)	日本側 宮本雄二在中国大使 中国側 易小準商務部副部長	H18.6.20 344号
中国	第二次黄河中流域保全林造成計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	第二次黄河中流域保全林造成計画を実施するために必要な 1. 植林に必要な生産物及び役務の供与 2. 資材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 植林の指導に必要な役務の供与	218,000千円 H19.3.31まで	H18.6.8 北京で (同日)	日本側 宮本雄二在中国大使 中国側 易小準商務部副部長	H18.6.20 345号
中国	中国教育テレビ局番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	中国教育テレビ局番組ソフト整備計画を実施するために必要な 1. 番組ソフト及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1の番組ソフトの輸送に必要な役務の供与	35,400千円 H19.3.31まで	H18.11.7 北京で (同日)	日本側 宮本雄二在中国大使 中国側 章新勝教育部副部長	H18.11.17 618号
中国	酸性雨及び黄砂モニタリング・ネットワーク整備計画のための贈与に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文	酸性雨及び黄砂モニタリング・ネットワーク整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与	793,000千円 H19.12.19まで	H18.12.20 北京で (同日)	日本側 宮本雄二在中国大使 中国側 易小準商務部副部長	H19.1.9 9号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。